



# 令和8年度（令和7年度実施）高知県公立学校 任期付教員採用候補者特別選考審査募集要項

令和8年1月9日  
高知県教育長

この選考審査は、高知県公立学校任期付教員として、令和8年度（令和7年度実施）候補者を選考するための資料を充足することを目的に実施します。

**受付期間** 令和8年1月9日(金)9時00分から令和8年1月21日(水)17時15分まで

各種の申請に係る提出書類を郵送する場合は、令和8年1月23日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

**審査日** 令和8年2月7日(土)

**名簿登載者発表** 令和8年2月20日(金)

【申込先・問い合わせ先】

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52（高知県庁西庁舎2階）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903

教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

## 1 審査の対象となる校種・職種及び教科等

校種・職種	教科	採用予定数
中学校教諭	理科	2名程度
	英語	3名程度
県立学校 養護教諭		3名程度

## 2 受審資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 受審する校種・教科等に応じ、次の①②に定める普通免許状（ただし、令和8年4月1日時点で有効な普通免許状※とする。以下同じ。）のいずれかを有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者  
※ 教員免許更新制において、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日となっている場合、もしくは令和4年6月30日時点で旧免許状が休眠状態となっている場合、又は令和4年7月1日以降に新しく免許を取得している場合。
  - ① 中学校教諭：中学校教諭の普通免許状（該当教科）
  - ② 県立学校養護教諭：養護教諭の普通免許状
- (2) 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

#### (4) 特定性犯罪の前科がない人

業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、応募条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、教職員・福利課のホームページの「公立学校の臨時教員等の募集について」のページに掲載しておりますのでご参照ください。

#### (5) 出願時に任期付教員の名簿登載者でない者（今年度末において、名簿登載期間が終了する者は除く）

### 3 出願(申込み)の手続

出願は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課(以下「教職員・福利課」という。)のホームページから下の申込システムにアクセスし、下の申込みの流れに沿って全ての必要項目を入力の上、出願受付期間内に送信してください。パソコンやスマートフォンでインターネットに接続することができない者は、令和8年1月16日(金)までに教職員・福利課に電話で問い合わせてください。

#### <出願受付期間>

令和8年1月9日(金)9時00分から1月21日(水)17時15分まで

※(6)に掲げる提出書類を郵送する場合、令和8年1月23日(金)までに届いた書類に限り受理します。

#### <インターネット申込みの流れ>

(1) 事前準備 → (2) 申込システムにアクセス → (3) 会員登録 → (4) 会員登録(登録情報を編集) → (5) エントリー → (6) 提出書類(提出が必要な場合のみ)

※ 申込みは、「会員登録」及び「エントリー」が必要となります。

※ 受付期間内にエントリーまで完了しなかった場合は、受審できません。

#### (1) 事前準備

申込みには、次のものがが必要です。申込手続を行う前に、ご準備ください。

・本人のメールアドレス

・証明写真データ ※ファイル形式は、画像(.jpg、.jpeg、.png、.webp)のみとなります。

#### (2) 申込システムにアクセス

教職員・福利課ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018040500013/>)から「高知県教員 採用審査申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスしてください。

職員募集欄から、受審する「試験区分」を選択し、内容を確認のうえ「エントリー画面に進む」をクリックしてください。

① 会員登録をしていない方は(3)会員登録に進んでください。

② 会員登録をしている方は(5)エントリーに進んでください。

#### (3) 会員登録

利用規約を確認し同意のうえ、「お使いのサービスで簡単登録」又は「メールアドレスで会員登録」から入力画面に従い、必要事項を入力し登録してください。

登録したメールアドレス宛てに「会員登録のお願い」が送信されますので、本文中に記載されている URL をクリックすると、「登録完了のご連絡」メールが送信されます。

※ 登録時に設定したパスワードは以後の手続きに必要です。必ず控えておき大切に保管してください。

#### (4) 会員登録(登録情報を編集)

ログイン後、システム内で「マイページ」を選択し、「登録情報を編集」をクリックしてください。入力画面に従い、「基本情報」の氏名、電話番号、プロフィール写真(証明写真)、住所及び「職歴・学歴」の応募時必須の欄をすべて入力・登録してください。

※「基本情報」の自己PR、資格・語学力欄、「希望条件」及び「スカウト設定」は入力不要です。

※「職歴・学歴」の学歴欄は、中学校から最終学歴までご入力ください。

#### (5) エントリー

エントリーフォームの必要事項を入力して、エントリーを完了させてください。

完了すると、登録したメールアドレス宛てに「エントリー完了のお知らせ」メールが自動送信されます。

この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に教職員・福利課へお問い合わせください。

受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがあります。余裕を持って申込みを行ってください。使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

なお、エントリー完了後、登録内容の削除(退会手続き)を行った場合は受審ができません。

(6) 提出書類

受審する者は、それぞれ書類を出願受付期間内に、下記(7)の提出先に郵送又は持参してください。(令和8年1月23日(金)までに届いた書類に限り受理します。また、提出された書類等は返却しません。)

- ①自己評価書(様式1)
- ②申告書(様式2)
- ③加点申請書(様式4)(加点申請をする場合のみ提出)

※ 申請の条件については、本要項内の7の項目(特定の資格等による加点)にて確認してください。

(7) 提出書類の受付

(提出先) 〒 780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎2階) 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 郵送の場合は、封筒の表に『任期付教員採用候補者特別選考審査に係る提出書類在中』と朱書してください。郵便事故に対応するため <u>簡易書留による郵便を推奨</u> します。宅配便は不可とします。
---

(8) 受審票の交付

受審票は、令和8年2月3日(火)に交付を予定しています。登録されたメールアドレスに「受審票交付のお知らせ」の電子メールを送信し

ますので、システムのマイページにログインし、受審票をダウンロードしてA4サイズ用の紙に印刷してください。

なお、2月4日(水)までに電子メールが届かない場合は、教職員・福利課にお問い合わせください。

印刷した受審票は、記載内容を確認し、確認した年月日を記入のうえ、審査日に必ず持参してください。受審票を忘れた場合は、受審できないことがあります。

**4 審査**

(1) 審査日時

令和8年2月7日(土)

(2) 審査内容

準備	・当日の準備時間に示された口述・口頭試問課題に基づき、当該授業を実施することを想定して、当該授業の構成や考え方を準備(メモ作成等)する。		30分
面接審査	口述・口頭試問	・準備した内容について <u>口述</u> する。 ・口頭試問を行う。	25分
	個別面接	・人物、教養、適性、社会性、専門性等について審査する。	

(3) 審査会場

高知県立高知東工業高等学校 (南国市篠原 1590 番地)

(4) 集合時間

受審票の交付と共にシステムの「マイページ」メッセージで詳細をお知らせします。

(5) 携帯品

受審票、筆記用具

**5 審査の配点**

口述・口頭試問	面接審査	合計
100点	200点	300点

## 6 受審時の主な注意事項

- (1) 審査会場の敷地内は、全面禁煙です。
- (2) 審査会場内での安全確保のため、審査会場へは、受審者の送迎を含め、バイク、車の乗り入れを禁止します。**また近隣の住民の迷惑になりますので、周辺（周辺の公道や店舗等を含む。）への無断駐車や送迎のための審査会場近隣での一時的な駐車もご遠慮ください。**（無断駐車が判明した場合、審査中でも車の移動をしてもらいます。）ただし、障害のある者で、車で送迎等、特別な配慮を希望される場合に限り、車の乗り入れを認めますので、希望する場合は、教職員・福利課（088-821-4903）までご連絡ください。
- (3) 会場は土足厳禁です。上履きを持参してください。
- (4) 審査会場のゴミ箱は利用できませんので、各自が必ずゴミを持ち帰ってください。
- (5) 審査の際は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の情報端末の使用を禁止します。
- (6) 審査当日の欠席・遅刻等の連絡は、教職員・福利課及び審査会場ではなく、090-4978-4903(教職員・福利課携帯)にお電話ください。

## 7 特定の資格等による加点

加点制度とは、次の「(1) 加点対象とする資格等」の①から⑧までのいずれかに該当し、その資格や実績を申請した者に対して、特定の資格や実績についてそれぞれ点数を定め、審査項目の合計点に加点するものです。ただし、加点は、**提出書類の受付期間内に、「加点申請書」とともに、「(2) 申請に必要な書類等」の資格証明書又は実績の証明ができる書類が提出された場合に限り対象**とし、取得見込みの場合は、申請できません。なお、複数の申請の場合については、加点の合計の上限を（60点）とします。

※今回審査対象となる校種・教科に関する加点項目については下線部の項目となります。

### (1) 加点対象とする資格等

- ① 司書の資格又は司書教諭の資格（5点加点）
- ② 臨床心理士の資格（30点加点）
- ③ 特別支援学校教諭受審者については、手話通訳士（厚生労働大臣認定）の資格（15点加点）
- ④ 小学校教諭受審者については、次のア・イについてはいずれかに、ウ・エについてはいずれに該当しても申請可（ア・イのいずれかとウ・エの両方に該当しても可）。
  - ア 中学校教諭の普通免許状（英語）（20点加点）
  - イ 中学校教諭の普通免許状（英語以外）（10点加点）
  - ウ 2年以上のALT（外国語指導助手（英語））の経験者（20点加点）
  - エ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験ある者（20点加点）
- ⑤ 中学校教諭受審者について、次のア・イのいずれに該当しても申請可（両方に該当しても可）。
  - ア 中学校教諭の普通免許状（1つ以上の他教科）（10点加点）
  - イ 小学校教諭の普通免許状（10点加点）
- ⑥ 高等学校教諭受審者は、次のア・イのいずれか1つについて申請可。
  - ア 情報以外の教科の受審者は、高等学校教諭の普通免許状（情報）（20点加点）
  - イ 情報の受審者は、高等学校教諭の普通免許状（1つ以上の他教科）（10点加点）
 ※ア、イでの加点申請者は、情報及び他教科を担当することがあります。
- ⑦ 特別支援学校教諭以外の受審者は、特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状（10点加点）
- ⑧ 英語に関する資格（次表のアからオまでのいずれか1つについて申請可）

対象者	英語に関する検定等	加点
中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校中学部・高等部教諭の英語の受審者	ア 英検1級合格者、TOEFL iBT95点以上取得者又はTOEIC945点以上取得者	20点
	イ 英検準1級合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者	10点
小学校教諭、特別支援学校小学部教諭の受審者	ウ 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者	20点
	エ 英検2級合格者、TOEFL iBT42点以上取得者又はTOEIC550点以上取得者	10点
上記以外の受審者	オ 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者	15点

※英検＝（公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定、TOEFL＝国際教育交換協議会が実施するTOEFL（ITPは除く。）

TOEIC＝（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC（IPテストは除く。）

※TOEFL及びTOEICについては、令和5年7月以降の取得に限る。

- ⑨ スポーツの実績（次のアからウまでのいずれか1つについて申請可）  
 ア 高等学校卒業以降、オリンピック（又はパラリンピック）、世界選手権（又は世界選手権に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（30 点加点）  
 イ 高等学校卒業以降、アジア大会（又はアジア大会に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（20 点加点）  
 ウ 高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞（10 点加点）
- ⑩ 中学校教諭の保健体育の受審者については、剣道、柔道及び相撲のうちの1つ以上について三段以上の段位取得者（5 点加点）  
 ※段位については、柔道は（公財）講道館、剣道は（一財）全日本剣道連盟、相撲は（公財）日本相撲連盟からそれぞれ授与されたものに限る。
- ⑪ 小学校教諭又は中学校教諭の理科の受審者は、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー：（以下「CST」という。））養成拠点構築プログラムを修了した者（20 点加点）
- ⑫ IB（国際バカロレア）教員資格認定者については、次のア・イのいずれか1つの申請可。  
 ア IB ACTL（15 点加点）  
 イ IB CTL（10 点加点）
- ⑬ 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 10 年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア日系社会ボランティア」として、2 年の任期を満了する派遣経験者（15 点加点）

(2) 申請に必要な書類等

加点申請する場合は、加点申請書とともに、以下に示すそれぞれの資格等の証明に係る証拠書類を出願（申込み）受付期間内に提出してください。

- ※ ①、②、③及び⑩の加点申請は、それぞれの資格証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ④、⑤及び⑥のア・イ、⑦の加点申請は、受審校種・教科を含め、加点申請に係る免許状のコピーを提出してください。
- ※ ④ウの加点申請は、ALT（外国語指導助手（英語））として勤務した期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ④エの加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」又は海外留学歴と期間を証明できる書類、在外教育施設等での勤務実績と期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ⑧の加点申請は、実用英語技能検定の合格証のコピー、TOEFL 得点証明書又は TOEIC 得点証明書のコピーを提出してください。
- ※ ⑨の加点申請は、本人の実績であることが特定できる証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ⑪の加点申請は、理数系教員（CST）養成拠点構築プログラムの修了証又は認定証のコピーを提出してください。
- ※ ⑫の加点申請は、資格認定証等のコピーを提出してください。
- ※ ⑬の加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」のコピーを提出してください。

## 8 選考審査結果の情報提供

選考審査の受審者は、教職員・福利課への郵送又は口頭により、選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。

(1) 申出期間

審査結果を本人に通知する文書において別途指定する日から 1 月間

(2) 申出方法

① 郵送による場合

必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書（教職員・福利課のホームページに様式を掲載）」、受審番号が交付された「受審票」及びあて先を記入した返信用封筒（定形、縦 14～23.5 cm×横 9～12 cm）に 460 円切手（簡易書留相当分）を貼り、これらを同封し、教職員・福利課に郵送してください。

② 口頭による場合

教職員・福利課の窓口で、必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書」及び受審番号が交付された「受審票」を提示のうえ、口頭による開示請求であることを申し出てください。ただし、電話による申し出はできません。

なお、上記(1)の申出期間中の土日祝日を除き、8時30分から17時15分まで（ただし、12時から13時までの時間帯は除きます。）受け付けます。

## 9 その他の留意事項

- (1) 出願（申込み）内容及び提出書類等において虚偽の内容があったときや、教員としてふさわしくない事実があるときは、任期付教員名簿に登載となった場合でも任期付教員名簿登載を取り消し、採用しないことがあります。
- (2) 任期付教員名簿に登載された者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出することが必要です。健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、指定する日までに健康診断書が提出されない場合は、任期付教員名簿に登載された者であっても、採用されないことがあります。
- (3) 勤務条件等については、別紙「勤務条件等の概要」を参照ください。